

令和7年(2025年)7月24日

(仮称)姫路市立学校スクールバス運行管理業務委託に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的等

姫路市教育委員会では、令和7年3月に「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、本市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方（「基本的な考え方」という。以下同じ。）を整理し、今後、行政が主体的に責任を持って小中学校の適正規模・適正配置の取組を推進していくこととしている。（「基本的な考え方 <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030266.html>」）

この基本的な考え方では、小中学校の統合を進めるにあたって、通学については統合による諸条件を勘案しつつ、児童生徒の安全な通学手段を確保するため、スクールバスの運行を検討することとしている。

(仮称)姫路市立学校スクールバス運行管理業務委託（以下、「本業務」という。）に関するサウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）は、本業務について、民間事業者と対話し、統合による諸条件を踏まえつつ、本業務実施における現状の整理と課題、市場性の有無、様々なアイデア等を把握するために実施するものである。

2 本業務の概要

(1)業務目的

統合対象校の児童生徒の通学に係るスクールバス運行管理業務について、効果的、効率的に遂行するために豊富な経験と技能を有する事業者へ委託することにより、児童生徒の安全で安心な通学手段の確保を目的とする。

(2)業務内容

本業務は、本市が所有するスクールバス（マイクロバス等）又は運行管理業務受託者が保有するバス等車両を利用して、児童生徒を本市が指定する「運行計画書」に基づき、運行コース及び運行時間等の運行条件を順守し、安全かつ確実に送迎を行うものとする。また、運行に当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75条）等、関係諸法令を順守するものとする。

業務の詳細については、「別紙1 対象業務の概要」を基本の想定案としています。

(3)委託期間

1年間を想定している。（準備期間を除く。）

※ 注意：上記「2 本業務の概要」は、本調査の結果等により変更する可能性があります。

3 本調査の対象者

事業の実施主体となり得る事業者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者
- (2)参加申込書提出時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)第2条又は第3条により指名停止を受けている者
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (4)暴力団(姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- (5)国税、県税、市税を滞納している者

4 本調査での対話内容

本業務について以下の内容等が整理すべき事項、課題と認識しています。これらを踏まえ、実現可能なご意見、ご提案をお願いいたします。また、下記5(3)により、事前質問シート of 提出をお願いします。

(1)本業務への参入意向

(2)本業務の規模や業務範囲について

- ①基本的な考え方に基づく今後の統合スケジュールを踏まえ、受託可能な規模か
- ②受託にあたり想定される課題について(業務範囲、契約年数、人的要因等)

(3)受託者の実施体制等について

- ①受託者の実施体制について
- ②受託者が用意する装備、駐車場等について
- ③スクールバス運行の回数や体制について
- ④車両の準備、整備、修繕等業務における本市と受託者の役割分担、連携体制について

(4)導入概算費用について

- ①受託に必要な費用について
- ②費用算出の考え方について

(5)付加価値として提案可能な業務について

(6)その他

- ・公募の際に本市からの提供が必要な資料について

(7)その他意見、要望について

5 本調査のスケジュール、進め方

(1)スケジュール

実施要領の公表	令和7年7月24日(木)
参加申込み	実施要領の公表～令和7年8月8日(金)
対話日時等の連絡	令和7年8月18日(月)～8月21日(木)
対話の実施	令和7年8月26日(火)～9月12日(金)
本調査結果の概要の公表	令和7年10月中旬

(2)参加申込み

本調査への参加を希望される事業者は、「参加申込書(様式1)」に必要事項を記入し、申込期限までに下記「6 問合せ先(送付)先」まで電子メールで提出してください。なお、電子メールの件名は「【〇〇】(仮称)姫路市立学校スクールバス運行管理業務委託サウンディング参加申込」(〇〇は事業者名)としてください。

【申込期限】令和7年8月8日(金)午後5時

(3)対話内容に関する事前質問シートの提出

「参加申込書(様式1)」を提出された事業者は、「対話内容に関する事前質問シート(様式2)」にご記入のうえ、送付期限までに下記「6 問合せ先(送付)先」まで電子メールで提出してください。なお、電子メールの件名は「【〇〇】事前質問シートの送付」(〇〇は参加申込書に記載した事業者名)としてください。いただいた内容に基づき対話を実施します。

【送付期限】対話実施日の1週間前まで

(4)対話日時等の連絡

本市から「参加申込書(様式1)」を提出された事業者に対して、実施日時及び場所等を電子メールにて連絡します。調整の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【本市からの連絡】令和7年8月18日(月)～21日(木)

(5)対話の実施

- ・事前に提出いただいた「対話内容に関する事前質問シート(様式2)」に基づき、個別に非公開で実施いたします。
- ・対話に出席する人数は、1グループにつき原則5名以内としてください。
- ・参加のために追加資料を作成していただく必要はありませんが、資料をご用意いただく場合は、当日計5部をご用意ください。なお、資料の返却はいたしません。
- ・対話は対面方式を予定しています。

【日時】令和7年8月26日（火）～ 9月12日（金）のうち1日

【場所】姫路市役所北別館（予定）

【時間】1時間程度

(6)本調査結果の概要の公表

本調査の結果は概要としてとりまとめ、後日公表します。公表にあたっては、参加された事業者の内容を事前に確認します。また、参加された事業者の名称は公表しません。

(7)留意事項

①本調査は、本事業を検討するための予備的調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。

そのため、その後の事業者公募の内容が、本調査で提案された内容を強く反映された内容であっても、当該提案を行った事業者が選定されるとは限りません。

②本調査への参加実績は、事業者選定の際に優位性を持つものではありません。

③市と事業者双方の発言は、あくまでも本調査時点での想定のものとし、何らの約束をするものではありません。

④本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

⑤必要に応じて追加対話、文書照会及びアンケート等を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

⑥提出された書類は返却しません。また、調査結果の概要の公表や今後の本事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

⑦本市が提出した資料は、本調査に関する検討以外の目的での使用を禁止します。

6 問合せ（送付）先

〒670-8501姫路市安田四丁目1番地

姫路市教育委員会事務局教育企画室（担当：田中）

電話：079-221-1557

電子メール：kyo-kikaku@city.himeji.lg.jp

別紙 1 対象業務の概要 (基本想定案)

1 業務内容

次に掲げる業務を安全かつ確実に行うものとする。

学校統合に伴い本市が作成するスクールバス運行計画において指定する運行時刻、停車位置等の運行条件に基づき、姫路市立谷外小学校、姫路市立菅生小学校及び姫路市立青山小学校の一部児童等の通学等の輸送業務（以下「通学用輸送業務」という。）を行う。

【統合校（R9年度 統合予定）】

- ・ 谷内小学校→谷外小学校（令和9年4月）※乗車対象人数 36人 車両2台を想定
- ・ 上菅小学校→菅生小学校（令和9年4月）※乗車対象人数 33人 車両2台を想定
- ・ 太市小学校→青山小学校（令和9年4月）※乗車対象人数 51人 車両2台を想定

〔参考〕

【統合校（R10年度以降 統合予定）】

- ・ 置塩小学校、古知小学校、置塩中学校、前之庄小学校、鹿谷中学校→義務教育学校（令和10年4月）※乗車対象人数 193人（前期課程111人、後期課程82人）
 - ・ 香呂南小学校→香呂小学校（令和11年4月）※乗車対象人数 52人
- ※ 乗車対象人数は下線の各学校の児童生徒の統合時の人数としています。
- ※ 令和10年度以降の統合予定校については、本調査の直接の対象としていませんが、サウンディング当日、参考にお考えをお聞きすることがあります。
- ※ 児童生徒数の分布等はサウンディング時にお示しします。

2 受託者の義務

(1)運転手の配置等

- ・ 受託者は、児童生徒に対する配慮を欠かさずに運行業務を行うことが出来る運転手を配置する。
- ・ 受託者は、運行責任者を選任し、運行条件を遵守させるよう努めるとともに、運行責任者の業務を補助させるため、副運行責任者を選任する。

(2)車両の整備等

- ・ 受託者は、常に車両の点検整備に努めなければならない。
- ・ 車両の装備については、市が仕様書で定めるとおりとする。
- ・ 車両の保管場所（複数台）を確保し、適切に管理する。

(3)運行時刻表の作成

- ・ 受託者は、契約締結後速やかに、乗降場所の発着時刻を定めた運行時刻表を運行対象学校校長と協議のうえ作成し、委託者と運行対象学校校長に提出する。
- ・ 運行時刻、停車位置、1日あたりの運行回数は別に定める。

(4)児童生徒に対する配慮

- ・受託者は、業務に携わる者に対し、次の事項を遵守させるものとする。
低年齢の児童も利用するので、その行動に常に気を配ること。
通学用輸送業務に関し、利用する児童生徒が乗車下車時に介助が必要な場合には、必要な介助を行うこと。
- ・交通法規を遵守することはもちろんのこと、児童生徒に対する交通安全教育の側面を持つことを認識し、他の車両や歩行者に対し譲り合いの気持ちを持って運行すること。

(5)衛生面への配慮

- ・受託者は、車内を常に清潔に保つとともに、次のことに配慮するものとする。
救急薬品を準備し、救急箱に入れ常時携行するものとする。
児童生徒の車酔いに対応する嘔吐用袋を1座席に1個備え付けるものとする。

(6)事故発生時等の処置

- ・受託者は、交通事故等緊急事態が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、当該バスの運行対象学校校長に直ちに報告しなければならない。
- ・道路条件及び交通条件等により規定どおりの時刻の運行が困難となった場合も同様とする。
- ・自然災害その恐れがあるとき及びJアラート等による緊急情報発表があり兵庫県が該当しているときの対応は、当該バスの運行対象学校校長と協議のうえ決めること。
また、報告用の無線機（運行コース内のいずれの場所でも通信可能なもの）については、運行車両1台ごとに1個装備するものとする。

(7)児童生徒の名簿の携行

- ・受託者は、運行するバスごとに利用児童及び生徒に関し、運行対象学校校長が作成した事項を記載した名簿を携行し、輸送にあたるものとする。なお、名簿の取扱いについては十分注意することとする。

(8)児童生徒乗下車時の確認等

- ・運転者担当者は、登下校用バスの降車時に、バスに児童生徒が残っていないか必ず目視確認を行うこととする。
- ・授業日用下校用バスの運転担当者は、児童生徒の乗車の際、学校職員から乗車すべき児童生徒の人数の報告を受けたうえ、その人数の乗車を確認のうえ発車するものとする。
- ・運転担当者は、運行当日に各バス停発車予定時刻を確認して運行するものとし、各バス停発車予定時刻より前の時刻には発車させないものとする。ただし、登校用バスにおいて、各バス停の乗車児童生徒が全員乗車したことを確認できた場合はその限りではない。
- ・運転担当者は、下校用バスにおいて、事前連絡なく、乗車予定の児童生徒が出発時刻に乗車していない場合、速やかに学校へ確認するものとする。

- ・下校用バス運転担当者は、各バス停に到着した際は、その旨を発声し、下車すべき児童生徒の注意を喚起するものとする。
- ・下校用バスの運行は、終点バス停においてすべての児童生徒が下車したことを確認し、終了するものとする。
- ・運転担当者は、児童生徒が乗車した際、児童生徒に対し着席及びシートベルトの着用を指示し、それらの確認を行った後に発車するものとする。

(9)運転業務者等の名簿の提出

- ・受託者は、契約締結後速やかに、次の書類を委託者及び運行対象学校校長に提出しなければならない。

スクールバス運行に携わる運転手名簿

スクールバス使用車両一覧

(10)守秘義務

- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(11)損害賠償保険の加入

- ・1事故あたり8,000万円以上（1名あたり）の搭乗者傷害保険に加入する。

(12)運行計画の確認

- ・受託者は、運行開始日までの間に、令和〇年度運行計画に基づき、委託者ととも運行経路及び乗降場所の確認を行うものとする。